

## 別表2

## 振動に係る特定建設作業

特定建設作業の種類	振動規制法 番号	県条例 番号	備 考
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	◎①	①	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、 圧入式くい打くい抜機を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	◎②	②	
舗装版破砕機を使用する作業	◎③	③	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日にお ける当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない 作業に限る。
ブレーカーを使用する作業(手持式のものを除く)	◎④	④	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日にお ける当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない 作業に限る。

※ ◎のついでいる方で届け出ることを示す  
○数字は、法律又は県条例の作業の種類を示す